

## 東日本大震災等による被災者に対する水道料金の減額制度について

### 1 減額制度の概要

東北地方太平洋沖地震により被災された方及び福島第一原子力発電所の事故に伴い避難されている方を対象に、水道料金を減額するものです。

水道と下水道を使用されている方の場合、水道料金の減額をお申込みいただければ、下水道使用料も減額されます。

### 2 減額の対象者

次の地域に居住していた方で、上記の震災等を理由として本市に居住し、水道の利用者として登録をした方を対象とします。

(対象地域) 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

※ アパートやマンションなどの集合住宅にお住まいの方は、減額が受けられない場合があります。お住まいの集合住宅で減額が受けられるかどうかは、お問い合わせ先までご連絡ください。

### 3 減額金額と減額期間

#### (1) 減額金額

- ・水道料金 口径13ミリの基本料金相当額  
979円(税込) / 1か月
- ・下水道使用料 基本使用料及び汚水排水量の10m<sup>3</sup>までの使用料  
(最大) 919.60円(税込) / 1か月

#### (2) 減額期間

お申込みにより、認定した翌月分から令和7年3月分まで

### 4 お申込み窓口

水道局各営業所、水道庁舎営業課、各区役所くらし応援室でお申込みいただけます。

## 5 お申込みに必要なもの

### (1) 東日本大震災等による水道料金減額申込書

お申込み窓口、水道局ホームページに用意してあります。

### (2) 添付書類

被災されたことを証明する市町村長が発行する書類を添付してください。  
ただし、この書類の添付が難しい場合は、申込者の被災時の住所が分かる書類（住民票、戸籍の附票など）の写しを添付してください。

原子力発電所の事故を理由に避難された場合は、被災地の住所が分かる書類のみ添付してください。

## 6 他の減額事由について

本市では、次の方にも水道料金・下水道使用料の減額を実施しています。  
詳しくは、下記までお問い合わせください。

- ・ 生活保護法による生活扶助の給付を受けている方
- ・ 児童扶養手当の給付を受けている方
- ・ 市民税・県民税が非課税の世帯

### お問い合わせ先

さいたま市水道局 電話番号 048-665-3220 (水道局電話受付センター)

F A X 048-665-5536

受付時間 月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く)

8時30分～17時15分

北部水道営業所 検針係 〒331-0805 さいたま市北区盆栽町 200-1

南部水道営業所 検針係 〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 1-18-2